

当初・変更

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和2年10月7日
工事番号	20-41510-0020	工 事 名	公共災害復旧工事（電気6）	着工	令和2年10月12日
入札執行年月日	令和2年8月4日	発注種別	04 電気設備工事	完成	令和3年11月5日
審 議 番 号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	県北浄化センター			予 定 価 格	
工事箇所 自	伊達郡国見町大字徳江地内			566,189,800	
至					
工 事 概 要	災害復旧工事 自家発電機設備復旧 N=1式				

業者コード 業者名	落札者の住所			
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100000101 大槻電設工業（株）	(1) 478,320,000 (3)	(2) (4)		
100000105 （株）郡山電機製作所	(1) 468,500,000 (3)	(2) (4)		
100000315 三菱電機（株） 東北支社	(1) 470,507,000 (3)	(2) (4)		
100000340 東芝プラントシステム（株） 東北支社	(1) 473,500,000 (3)	(2) (4)		
100000343 （株）明電舎 東北支店	(1) 471,650,000 (3)	(2) (4)		
100000531 東芝インフラシステムズ（株） 東北支社	(1) 470,800,000 (3)	(2) (4)		
100000817 （株）安川電機 東北営業所	(1) 473,000,000 (3)	(2) (4)		
100002159 広栄電設（株）	福島市 丸子字東前4-1 (1) 464,970,000 (3)	(2) (4)		511,467,000
100002838 （株）須南電設	(1) 470,000,000 (3)	(2) (4)		
	(1) (3)	(2) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

1 工事概要
(1) 工事名 公共災害復旧工事（電気6）
(2) 施行箇所 伊達郡国見町大字徳江地内
(3) 概要 自家発電機設備復旧 N=1式
2 随意契約（単独随契）の理由
県北浄化センターが浸水により被災し機能不全の状態となったことから、緊急にその機能を回復する措置を講じることが必要であるため。 これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」及び「公共工事に係る随意契約ガイドライン」2随意契約ガイドライン（2）随意契約の要件（ア災害等緊急を要するもの）に該当するものである。
3 単独見積の相手方

変更契約の内容

変更契約年月日	
変更後の完成年月日	
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （舗装）工事追加による増減	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

公募型随意契約公告

下記の工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

令和2年7月22日

福島県北流域下水道建設事務所長 手塚孝良

1 工事概要

工事番号	20-41510-0020	
工事名	公共災害復旧工事(電気6)	
工事箇所	伊達郡国見町大字徳江地内(県北浄化センター)	
工事概要	災害復旧工事 自家発電機設備復旧 N=1式	
完成期限	工期390日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事について、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	・この工事については、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体の施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	電気設備工事	・福島県平成31・32年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	電気工事業	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	全国	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事实績	過去15年以内 下水終末処理場等に係る 電気設備工事	・元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。

企業の工事規模実績 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> 元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
技術者の工事経験 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> 左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
JR近接工事 該当なし	<p>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。</p>

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	2者または3者であること。			
構成員の組み合わせ	代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。			
結成方法	自主結成であること。			
各構成員の出資割合	<ul style="list-style-type: none"> 2者の場合は、各者30%以上であること。 3者の場合は、各者20%以上であること。 			
代表構成員の資格要件	発注種別	電気設備工事	2（1）単体企業の場合と同じ	
	格付等級	A		
	許可業種	電気工事業	2（1）単体企業の場合と同じ	
	地域要件	全国	2（1）単体企業の場合と同じ	
	企業の工事实績	過去15年以内 下水終末処理場等に係る 電気設備工事		2（1）単体企業の場合と同じ
	企業の工事規模実績 必要なし			2（1）単体企業の場合と同じ
	技術者の工事経験 必要なし	2（1）単体企業の場合と同じ		
	JR近接工事 該当無し	2（1）単体企業の場合と同じ		
	出資割合	構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。		

その他の構成員の資格要件	発注種別	電気設備工事	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	電気工事業	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ
	地域要件	県内	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ
	企業の工事实績	必要なし	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ
	企業の工事規模実績		
	技術者の工事経験	必要なし	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ
	JR近接工事		
		該当なし	・ 2 (1) 単体企業の場合と同じ

3 応募手続等

本件においては、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和2年7月22日(水)～ 令和2年8月3日(月)	福島市鎌田字一本松43番地 福島県県北流域下水道建設事務所総務課
設計図書等の質問	令和2年7月22日(水)～ 令和2年7月29日(水)	福島市鎌田字一本松43番地 福島県県北流域下水道建設事務所総務課 電話番号 024-554-2011 ファクシミリ 024-554-2932 電子メール kenpoku.ryuiki@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	令和2年7月31日(金)	福島県県北流域下水道建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。
見積書の提出日時及び場所	令和2年8月4日(火) 午後2時50分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 福島市鎌田字一本松43番地 福島県県北流域下水道建設事務所 大会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。(令和2年9月議会付議予定)

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が反社会的な行為等により逮捕されるなど、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

また、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

8 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号 024-554-2011
ファクシミリ 024-554-2932
電子メール kenpoku.ryuuki@pref.fukushima.lg.jp

【見積書と一緒に提出する書類一覧表】

提出書類
見積書
見積内訳書
資格確認書(様式第6号)(確認のための書類を添付すること。)
代理人による場合は、委任状
(特定建設工事共同企業体で応募する場合は、以下の書類も提出) 代表者に他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号その1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号に準じる。)の写し